

平成29年 第12回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成29年12月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第12回会議議事録

- 1 開催日時 平成29年12月11日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
- | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員 | 榎 洩 武 重 | 2番委員 | 櫻 井 孝 司 | 3番委員 | 高 橋 俊 信 |
| 4番委員 | 高 橋 良 一 | 5番委員 | 廣 田 尚 夫 | 6番委員 | 石 坂 達 夫 |
| 7番委員 | 今 井 育 男 | 8番委員 | 吉 野 拓 夫 | 9番委員 | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 高 橋 俊 一 | 11番委員 | 森 下 一 郎 | 12番委員 | 河 合 博 満 |
| 13番委員 | 小 池 正 明 | 14番委員 | 原 澤 幸 雄 | 15番委員 | 原 澤 章 |
| 16番委員 | 原 澤 孝 一 | 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 |
| 19番委員 | 高 橋 久 美 子 | | | | |

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員
12番委員 河 合 博 満 13番委員 小 池 正 明

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江

7 会議に附した事件
議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第41号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- (2) 制限除外の農地等異動通知書について
- (3) 農地届出復元農地台帳登載について

その他

8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に12番委員河合博満・13番委員小池正明を指名し議事に入る。
続きますして、議事に入ります。

議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、決定を求める。別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1・朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

では、担当委員さんの説明をお願いいたします。

2番委員

2番、櫻井です。よろしく申し上げます。

農地法第4条による申請事案の調査結果について調査してきました。6日に調査をしました。

場所は、〇の〇番地、面積、385㎡、使用目的は太陽光発電用地。自宅の周りがリンゴ畑になっていますが、その部分で申請地となっているところ、面積はそんなに広くないんですけれども、農振が外れているところがそこが外れていまして、農地転用して太陽光発電の用地にしたいということです。

場所的には、今、その用地にもリンゴが植わってまして、東隣りに〇があって、あとは〇〇さんのりんご畑と野菜畑に囲まれている場所です。ここが変更になっても隣接は自分の土地だという感じなので、ほかには迷惑のかかるようなことはないかと思われま。

よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。ただいま櫻井委員よりご報告いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。周りはみんな自分の土地というような話で。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次・朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号1、〇の畑を建売分譲住宅用地としての所有権移転・売買の件、担当委員さんの説明をお願いいたします。

2番委員

2番、櫻井です。よろしくお願いします。

農地法第5条の申請の調査をしてみました。6日。場所は、先月、農地転用が出た〇〇さんと同じ人なんだけれども、駐車場用地にしたいということで畑を一部道路に面したところを転用許可になりまして、残ったところの所で赤く囲ってあるところがまだ畑として残っているわけなんですけれども、実際は、今、自宅を新築してまして、今までの自宅だった古い家を解体して、そこまで含めて2軒の建て売りにしたいという内容のようです。

今回の畑から転用されるところだけだと、ちょっと2軒分はきついかないという感じで、よく聞いてみたら、現在宅地のところまで含むということです。

場所的には、〇があったりほとんどがもう宅地化されているところで、北側のほうに一部水田があるんですけれども、特にそこが宅地に変わっても問題はなさそうな場所だと思います。

その他、特に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございます。

櫻井委員より報告いただきました。この案件について、質問・意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、番号2、〇の農地を所有権移転・売買によって宅地にしたいという案件です。担当委員さんのご説明をお願いいたします。

7番委員

7番、今井です。5条の件につきましてご報告いたします。

先般、4日なんですけれども、現地へ確認に行きまして、譲渡人につきましては、2人とも〇と〇なんです。〇〇さん、そして〇〇さんが譲渡人なんですけれども、この方は、電話で連絡したんですけれども、やはりこの人も兄弟なんだそうですね。兄弟で、それで目的としては、4筆あるんですけれども、その件について、土地を購入するに当たって、兄弟で別荘を建てようという話が出たんですけれども、建てようと思っている矢先に旦那さんが2人とも亡くなってしまって、そのまま放置されたままだったんです。

それで、場所的には、先月農振解除のほうですか、そのあれなんですけれども、現場を見に行ったときに〇から歩いて下へ降りまして、そのとき、〇〇さんの隣接の土地なんですけれども、そこをみんなに見てもらった場所の続きなんです。その土地と今見えている道路のその間のところなんですけれども、みんなその場所を見てわかっていると思うんですけれども、本当に何も耕作していない土地ばかりなんですよね。

そこで、売ってもいいということで不動産屋に出してあったんですけれども、そうしたら、そこに家が1軒あるんですけれども、〇〇さんという方なんですけれども、ちょうど私が見に行ったときに、景観が悪くなるというそういう心配をしていたんですよね。見に行ったら、何ですかと言われて、それ

で話したら、景観が悪くなると言って、そこで建物を建てては困るというので、自分でもそこへ家を建てられないように、土地を借りたいというので申請を出しているなんていう話だったんですけども、それは農地ではないけれども、とにかく〇〇さんに電話して、それは話をちゃんとしてくれということで、それで全部の土地を買うというわけではなかったんだそうですね、〇〇さんは。〇〇さんも全部はその土地は使わないから、どういうふうにも使ってくれていいからという話で話がつきました。

そんな形で、いろいろあったんですけども、電話で連絡したりいろいろして、〇〇さんの了解も得ました。また、隣接の関係については、みんな譲受人の〇〇さんの土地がほとんどなんですね。それで、飛び地であるんですけども、飛び地であるところには平米も余らないので、何もできないという現状のままただ譲り受けるという形なんです。

転用目的は遅滞なく実現する、確実性なんですけれども、確実なもの判断しました。申請面積は妥当かとあるんですけども、妥当性については、見てのとおり高さのすごい落差があるところなので、平米数があっても実際に使えるところというのは少なくなってしまうので、妥当だと思いました。

何もつくれるような状態でもないような周辺農地の営農条件への支障は、なしと思います。転用によって生ずる被害の防除措置なんですけれども、農地と言ってもないので、それは適当と思われま。その他については、適当と思われま。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただいま今井委員の報告いただきました。この案件について、質問・意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。

皆さん、農振除外のときに見てもらって、現地のほうもよくわかっておられると思うんで、いかがでしょうか。

ありませんか。

(「なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、議案第40号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第40号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件8件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年8,193㎡、使用貸借の通年629㎡、合計8,822㎡。畑は、賃貸借の通年1,439㎡、使用貸借の通年3,655㎡、合計5,094㎡。田と畑の合計1万3,916㎡です。

貸し手は7戸、借り手7戸でございます。

設定期間は、田5年、10年。畑5年、10年です。

8ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

総括表がありますので、目を通していただいて。

意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。

ありませんか。

(「なし」の声)

なければ、承認と決めます。

続きまして、議案第41号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願いいたします。

事務局

10ページをお開きください。

議案第41号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。

別紙記入事件2件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次・朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

番号1番、〇の田を〇〇さん、権利の設定の案件。担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。

2番委員

2番、櫻井です。

去年もそのすぐ隣の〇〇さんの田んぼ1,066㎡、同じようなことで、前の耕作者が耕作が全くできなくなってしまったので、借り受けるということで、そのすぐ隣の細長い田んぼで、373㎡ということなので、とてもつくりづらい田んぼではあるんですが、2枚連続になるし、それで、あと2枚飛んでその先に3枚〇〇さんの土地があって、近くに集積するという意味でこんなに細長くても借りるということかなと思われま。

それとあと、連続で5反歩以上になった場合に、それを1枚の田んぼに圃場整備をやってもらえるとかなという話もあったりするということで、間にまだほかの人がつくっている2枚があるんですけども、それも1枚は借りてつくっている人なので、地主に返したいという意向もあったりしているそうなので、面積がまとまったら、5枚の田んぼを1枚にして大きくして、作業効率を上げたいとかという計画もあるようです。

そういう意味で、〇〇さんが借りてまとめるという意味ではいいかと思いませんので、異議はないと思います。

議長

ありがとうございます。ただいま櫻井委員に報告いただきました。

特別問題はないということによろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、番号2番、〇の田、これを〇〇さんの権利の設定の案件。担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

14番委員

14番、原澤幸雄です。

貸し付け後における周辺農地への影響は、耕作するからないと思われ、2番の必要な農業従事者ですが、認定農業者となっておりまして、今、フルタイムで農業をやっていますので、大丈夫だと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

特別問題なく耕作をされるであろうという報告でした。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、適当であるということに決めます。

続きまして、議事を終わりをまして、5番の協議事項・報告事項に入ります。

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について。事務局、説明願います。

事務局

12ページをごらんください。

協議事項・報告事項の(1) 農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1・朗読説明)

以上であります。

議長

ありがとうございます。

続きまして、(2) 制限除外の農地等異動通知書について、事務局より報告願います。

事務局

13ページをごらんください。

協議事項・報告事項の(2) 農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号による届出書についてご報告いたします。

◇(議案書・番号1・朗読説明)

以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、(3) 番、農地届出復元農地台帳登載について。

私の関係です。

(3番退室)

職務代理

それでは、事務局からご報告をお願いいたします。

事務局

それでは、14ページをごらんください。

協議事項・報告事項(3) 農地台帳登載に係る取扱について農地台帳に登録

される農地の確認をお願いいたします。

◇（議案書・番号1・朗読説明）

以上、よろしくご確認をお願いいたします。

職務代理

ただいま事務局より報告がございました。
地元委員さん。

17番委員

17番、内海美津江です。

先月も報告をさせていただきましたけれども、そこももう鶏舎等はずっと撤去されている場所ですので、この報告に間違いはないと思っています。

以上、報告といたします。

職務代理

承認ということよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

（3番入室）

議 長

続きまして、6番、その他、事務局より何かありますか。

閉 会

みなかみ町農業委員会吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時00分〕